

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する
明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表五(一)

令六・四・一以後終了事業年度分

御注意

この表は、通常の場合には次の式により検算ができます。
期首現在利益積立金額合計[31]① + 別表四留保所得金額又は大損金額[52] - 中間分・確定分の法人税等、道府県民税及び市町村民税の合計額 = 差引翌期首現在利益積立金額合計[31]④

I 利益積立金額の計算に関する明細書					当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額
区分		期首現在利益積立金額	減	増			① - ② + ③
		①	②	③			④
利益準備金	1	円	円	円			円
積立金	2						
	3						
〇〇〇引当金	4						
繰延税金資産(負債)	5						
	6						
	11						
	12						
〇〇〇	13						
	14						
	15						
	16						
	17						
	18						
	19						
	20						
	21						
	22						
	23						
	24						
繰越損益金(損は赤)	25						
納税充当金	26						
未納法人税及び未納地方法人税(附帯税を除く。)	27	△	△	中間 △ 確定 △			△
未払通算税効果額(附帯税の額に係る部分の金額を除く。)	28			中間 確定			
未納道府県民税(均等割を含む。)	29	△	△	中間 △ 確定 △			△
未納市町村民税(均等割を含む。)	30	△	△	中間 △ 確定 △			△
差引合計額	31						

【No.13】貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、④欄の金額と一致していますか。

【No.3】期首現在利益積立金額及び期首現在資本金等の額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.59】貸借対照表と別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表②⑥欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している外国法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)

【No.11】別表四と別表五(一)の検算額は、31④欄の金額と一致していますか。
(検算式)
31①欄 + 別表四の52②欄 + 27、29及び30の③欄の合計額 = 31④欄

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区分		期首現在資本金等の額	減	増	差引翌期首現在資本金等の額
		①	②	③	④
資本金又は出資金	32	円	円	円	円
資本準備金	33				
	34				
	35				
差引合計額	36				